

論点

- 京都府独自の母子健康手帳(「子育て環境日本一手帳」)を作成するに当たっては、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加といった社会情勢の変化を踏まえ、従来の母子保健分野の記載にとどまらず、以下の事項を中心に、任意事項の記載の充実を検討してはどうか。

なお、国においては、概ね10年に1度の母子健康手帳の改定年度に当たることから、国の議論も踏まえつつ、検討を進めることとする。

(1) 育児の主体としての父親の位置づけについて

- ・ 手帳の名称に「親子健康手帳」という文言を使用するか。

(2) 両親の仕事と育児の両立について

- ・ 両親の仕事との両立や育児の分担の検討を促すには、どのような仕掛けが有効か。

(3) 妊産婦支援制度につなげるための工夫について

- ・ 妊産婦の孤立化や体調悪化を未然に防ぐため、産前産後ケアや子育て支援サービスなど、行政支援の利用を促進するには、どのような仕掛けが有効か。

※ 現在は、行政支援の利用計画「ケアプラン」を、妊産婦が各自で作成する(「セルフプラン」)こととされている。国会に提出されている「児童福祉法等の一部を改正する法律案」においては、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画「サポートプラン」が法定され、市町村業務として、計画に基づき支援の利用を促すこととされている。

(4) 妊産婦を支える関係者との意思疎通の円滑化について

- ・ 医療や子育て支援の利用を円滑にするため、両親があらかじめ知っていた方がいいことはあるか。

(5) 利便性の向上について

- ・ 国が定める省令様式・通知様式の中で、医療現場等で使い勝手が悪い部分はないか。
- ・ 手帳の電子化については、どう考えるか。

(6) 低出生体重児への対応について

- ・ 全国の自治体で作成が進んでいる、低出生体重児向けの副読本「リトルベビーハンドブック」を作成するに当たって、考慮すべき事項はあるか。